

1. 開会日時・場所

日時 令和 3 年 5 月 25 日 (火) 午後 2 時 00 分  
場所 三原市役所 3 階 301・302 会議室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 19 名 議席番号・氏名 次のとおり

1 番	田坂 友彦	2 番	寶田 清隆	3 番	新庄 實雄
4 番	佐々木 昭和	5 番	井長 哲	6 番	阪井 瑞枝
7 番	橋本 宏明	8 番	信藤 延夫	9 番	上田 励二
10 番	堀本 隆司	11 番	山口 郁恵	12 番	久留本 忠美
13 番	河村 博	14 番	花山 哲男	15 番	今田 正道
16 番	郷谷 幸男	17 番	林 壽彦	18 番	山口 龍子
19 番	武郷 勝巳				

欠席委員

なし

3. 議事録署名人

4 番 佐々木 昭和 17 番 林 壽彦

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 東 徹 主任 茂見 鉄平 主事 檀上 周  
農林水産課 主事 河野 夏月

5. 審議事項

第 34 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
第 35 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
第 36 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
第 37 号議案 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について  
第 38 号議案 非農地証明申請について  
第 39 号議案 農用地利用集積計画について  
第 40 号議案 農用地利用配分計画について  
第 41 号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて  
第 42 号議案 三原市電子情報処理組織業務管理規定の改正について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
3. その他

7. 議事の内容

開会 午後 2 時 00 分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は 19 名中、19 名で定足数に達しておりますので、第 5 回総会は成立しております。

会議規則第 16 条の規定により、議長において議事録署名者に、4 番 佐々木委員、17 番 林委員を指名します。

はじめに本日の総会の運営についておはかりします。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、現在、広島県に緊急事態宣言が発令されております。

このため、総会の運営について、地元委員の調査報告を省略した議事進行とし、開催時間

を短縮したいと考えています。

ただし、各委員が総会で発言した方が良いと判断された案件については、事務局の提案があった後に質疑の形式で発言していただきたいと考えています。

また、事務局の説明も、簡略化した内容とさせていただくことになります。

このような議事進行をすることについて、賛同いただける方の挙手をお願いします。

議長 挙手全員であります。  
よって、地元委員の調査報告を省略した議事進行で、本日の総会を運営します。

議長 それでは、これから申請に基づく議題に入ります。  
議事日程は、日程第1を第34号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど事務局から提案のありましたように、日程第6第39号議案から日程第7第40号議案を先に審議します。議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第39号議案を上程します。  
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。  
第39号議案に係る資料39の第1番から第10番について審議します。  
それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをご覧ください。第39号議案 農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を定めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数5件、筆数10筆、面積15,481㎡が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料39の2ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農用地利用集積計画の第1番から第10番は、原案のとおり承認決定する事について、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、ただ今の農用地利用集積計画について、資料39の第1番から第10番は原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第7 第40号議案を上程します。  
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。  
第40号議案に係る資料40の農用地利用配分計画、第1番から第10番について審議します。

議長 本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により3回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局 議案書14ページをご覧ください。第40号議案 農用地利用配分計画の諮問について説明します。

該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地

中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものです。

今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域にて件数4件、筆数10筆、面積15,481㎡について意見を求めます。

利用権を設定する農地については、資料40の2ページに記載しておりますのでご覧ください。以上で全体説明を終わります。

議長

これからは、個別に審議します。

はじめに、資料40の農用地利用配分計画、第4番から第5番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

それでは、担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。第4番から第5番については、〇〇地域から件数1件、筆数2筆、面積4,558㎡を株式会社〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長

異議なしと認めます。これより採決に入ります。

農用地利用配分計画の第4番から第5番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、農用地利用配分計画について、資料40の第4番から第5番は、原案のとおり承認されました。

〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議長

続いて議事を進行します。

資料40の農用地利用配分計画、第10番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長

それでは、担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。第10番については、〇〇地域から件数1件、筆数1筆、面積2,035㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長

異議なしと認めます。これより採決に入ります。

農用地利用配分計画の第10番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、農用地利用配分計画について、資料40の第10番は、原案のとおり承認されました。

〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて議事を進行します。  
資料 40 農用地利用配分計画の第 1 番から第 3 番, 第 6 番から第 9 番を審議します。  
それでは担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。  
第 1 番及び第 3 番については, 〇〇地域から件数 2 件, 筆数 3 筆, 面積計 2,610 m<sup>2</sup>を〇〇  
が受けるものです。  
第 6 番から第 9 番については, 〇〇地域から件数 1 件, 筆数 4 筆, 面積計 6,278 m<sup>2</sup>を農事  
組合法人〇〇が受けるものです。  
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより, 採決に入ります。  
農用地利用配分計画の第 1 番から第 3 番, 第 6 番から第 9 番を原案のとおり承認すること  
について, 賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって, 農用地利用配分計画について, 資料 40 の第 1 番から第 10 番は, 全て原案のとおり  
承認されました。

議 長 ここで, 農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

次に日程第 1 第 34 号議案を上程します。  
農地法 3 条の規定による許可申請について, 第 53 件から第 58 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。第 34 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請につ  
いて説明します。  
はじめに議案の修正をお願いします。議案書 3 ページ第 58 件につきまして, 前回総会に  
おいて別段面積の特例区域が設定された農地です。議案の修正をお願いします。  
それでは議案の説明をします。申請件数は 6 件で, 全て農地の所有権を移転するものです。  
第 55 件, 第 57 件, 第 58 件は, 前回総会で「別段面積の特例区域」が設定された農地です。  
案件は, 全て農地法第 3 条の許可要件を満たしております。  
農地法第 3 条による許可申請の説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより, 採決に入ります。  
農地法第 3 条の規定による許可申請第 53 件から第 58 件の本案は, 原案のとおり許可決定  
することについて, 賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって, 農地法第 3 条の規定による許可申請について本案は, 原案のとおり許可決定をす  
ることに決しました。

議 長 次に日程第 2 第 35 号議案を上程します。

農地法第4条の規定による許可申請について、第13件から第16件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをお開きください。第35号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

申請件数は4件です。転用目的の内訳は、墓地が1件、宅地が2件、太陽光発電施設が1件です。

許可基準について、第13件及び第16件は、農地法第4条第6項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することができないと認められること」に該当します。

第14件は、第1種農地の不許可の例外基準：農地法施行規則第37条第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」に該当します。

第15件は、第1種農地の不許可の例外基準：農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

なお、第14件及び第15件は、転用の許可を得ることなく宅地として利用されており、無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

また、農振区分が「農振農用」となっている案件については、令和3年第4回定例総会で「除外は妥当」と可決され、令和3年6月中旬頃に除外される見込みです。

第16件については、令和3年第2回定例総会で農振農用地区域外の案件としてご審議いただきましたが、その後、農振農用地除外手続きがされていなかったことが判明したもので、現在、除外手続きを行っており、除外見込みとなったことから、再度ご審議いただくものです。

農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第4条の規定による許可申請第13番から第16番の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、農地法第4条の規定による許可申請について本案は、原案のとおり許可決定することに決しました。

可決されました第14件、第15件については、農地法第4条第4項及び第5項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長 次に日程第3 第36号議案を上程します。  
農地法第5条の規定による許可申請について、第47件から第64件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをお開きください。第36号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

申請件数は18件です。転用目的の内訳は、宅地が4件、資材置場及び駐車場が6件、直売所及び駐車場が2件、池沼、倉庫及び駐車場が1件、太陽光発電施設が5件です。

許可基準について、第57件は、第1種農地の不許可の例外基準：農地法施行規則第35条第5号「既存の施設の拡張」に該当します。

その他の案件は、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地

では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、第54件、第55件、第56件、第57件については、許可を得ることなく無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

また、農振区分が「農振農用」となっている案件については、令和3年第4回定例総会で「除外は妥当」と可決され、令和3年6月中旬頃に除外される見込みです。  
農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第5条の規定による許可申請、第47件から第64件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、農地法第5条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

可決されました第50件から第54件、第57件については、農地法第5条第3項及び第5項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長 次に、日程第4 第37号議案を上程します。  
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第2件から第3件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをお開きください。第37号議案 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。

はじめに議案の修正をお願いします。

第2件、第3件の延期後の工事予定期間について、令和3年4月24日～令和3年4月23日となっていますが、正しくは、令和3年4月24日～令和4年4月23日となります。申し訳ございません。修正をお願いします。

それでは議案について説明します。

第2件、第3件は、どちらも株式会社〇〇から申請のあった太陽光発電施設への転用許可にかかる履行延期申請です。

このたび、資材の輸入遅延が度重なり、工事日程が定まらず、許可期間内に完了しないため、履行延期承認申請が提出されたものです。

申請期間は、令和4年4月23日までです。

農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請、第2件から第3件の本案は原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請の本案は原案のとおり許

可決定することに決しました。

議 長 次に日程第5 第38号議案を上程します。  
非農地証明申請について、第15件から第18件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをお開きください。第38号議案 非農地証明申請について説明します。  
はじめに、申請者から申請の訂正について連絡がありましたので、説明させていただきます。  
議案書12ページ第17件のうち、一番下の大和町大草〇〇について、現状は非農地の状態ではないため申請から削除したい旨、申請者から申し出がありました。つきましては、当該地番の議案からの削除をお願いいたします。  
なお、削除に伴いまして、申請地の合計筆数が「4筆」、面積が「4,523㎡」になりますので、合わせて修正をお願いします。  
では、非農地証明申請について説明いたします。  
申請件数は4件で、全て耕作放棄によるものとして非農地証明が申請されています。  
申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。  
非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。  
非農地証明申請、第15件から第18件について、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手多数であります。  
よって、非農地証明申請、第15件から第18件については申請どおり決しました。

議 長 日程第8 第41号議案を上程します。  
農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて、第9件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをお開きください。第41号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて説明します。  
本議案は、農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項の規定により、農業委員会が定める別段の面積を定める区域である特例区域の設定を求めるものです。  
第9件は、別段面積の特例区域設定要綱第2条第1項第1号の設定基準「空き家に付随する農地であること」に該当します。  
農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。  
本議案に賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手多数であります。  
よって、「農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する別段面積の特例区域設定要綱」に基づく特例区域は、原案のとおり決しました。

議 長 次に日程第9 第42号議案を上程します。  
三原市電子情報処理組織業務管理規定の改正について審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 16 ページと資料 42 をご覧ください。第 42 号議案 三原市電子情報処理組織業務管理規定の改正について説明します。

この改正は、令和 3 年 4 月の三原市役所組織改変に伴い、規定を改正するものです。

改正の概要については、「デジタル化戦略監」の配置と、「情報推進課」を「デジタル化戦略課」に改正するものです。

なお、規定の改正については本日の審議で議決されましたら、令和 3 年 5 月 25 日付けで交付、同日付けで施行する予定です。

三原市電子情報処理組織業務管理規定の改正についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
三原市電子情報処理組織業務管理規定の改正についての本案は、原案のとおり決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手多数であります。  
よって、三原市電子情報処理組織業務管理規定の改正についての本案は、原案のとおり決定することに決しました。

議長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。  
事務局の説明を求めます。

1 農地法関係諸証明事務等について

- 農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 4 件
- 農地法第 4 条の規定による農地転用届出受理 1 件
- 農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 1 件
- 農地転用(農業用施設)届出受理 1 件
- 取消願 1 件
- 取下願 1 件

2 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

3 その他

- 今後の日程  
令和 3 年第 6 回定例総会 6 月 25 日(金) 14 時

議長 その他、何かありませんか。  
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。  
ご苦労さまでした。